



ねんきんネットの新機能

(2013年12月現在)

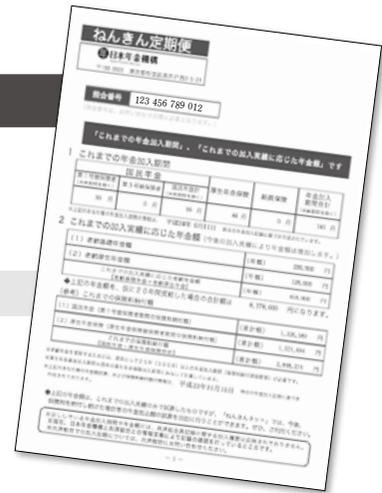
電子版「ねんきん定期便」の確認機能 (2012年4月～)

ねんきんネットに登録すると、年に1度、誕生日に送られてくる「ねんきん定期便」の電子版(PDFファイル)を見ることができます。電子版は郵送版と異なり、「毎月更新される」「常に全期間の記録が表示される」などの特徴があります。

電子版「ねんきん定期便」の確認方法

- ①ねんきんネット・メニューから【ねんきん定期便・通知書の確認】タブをクリックし、画面が移動したら【電子版「ねんきん定期便」の確認】ボタンをクリックします。
- ②説明画面になりますので、説明を読み、ページ下の【電子版「ねんきん定期便」を確認】ボタンをクリックします。

※説明画面から、「ねんきん定期便の見方」や「PDFの説明」を確認することができます。



■ 保存・プリントアウトが可能です

電子版「ねんきん定期便」は、インターネットブラウザに表示されます(※Windowsの場合)。そのまま印刷したり、ブラウザメニューの[名前を付けて保存]から、PDFファイルとしてパソコン上に保存することもできます。

電子版「ねんきん定期便」の内容

節目年齢(35歳、45歳、59歳)に郵送される詳細版のねんきん定期便と同じ内容です。電子版では、詳細な内容をいつでも確認することができます。また、記録は毎月更新されます。

電子版「ねんきん定期便」の内容

- これまでの年金加入期間
- これまでの年金加入履歴
- 年金加入記録回答票
- これまでの加入実績に応じた年金額(50歳未満)
- 国民年金の納付状況(全期間)
- 回答票の記入例
- 老齢年金の見込額(50歳以上)
- 厚生年金保険の標準報酬月額別の月別状況(全期間)
- 回答票返信用宛名シール

ねんきん定期便の郵送意向登録 (2012年4月～)

電子版ねんきん定期便の開始により、ねんきんネット登録者には、引き続きねんきん定期便の郵送が必要かどうか、意向の確認が求められます。「希望する」または「希望しない」を選んでください。

意向の確認は、ねんきんネット新規登録・ログイン時か、すでにねんきんネットに登録している場合は、2012年4月2日以降最初のログイン時に表示されます。

- 郵送の要・不要は、意向確認後もねんきんネット上で変更が可能です。変更は、ねんきんネットメニューの【メールアドレスの登録/ねんきん定期便の郵送意向登録】から行います。
- 郵送を「希望しない」で登録した場合も、節目年齢(35歳、45歳、59歳)時は必ず書面版のねんきん定期便が郵送されてきます。

年金受給者対象 年金の支払に関する通知書の確認 (2012年4月～)

年金受給者の方に郵送されている「年金振込通知書」や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などの書類を、ねんきんネット上で確認することができます。また、通知書は、PDFファイルとしてダウンロードすることも可能です。

ねんきんネットで確認・ダウンロードが可能な書類

作成年月日から1年間…年金決定通知書・支給額変更通知書、年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改定通知書

作成年月日から5年間…公的年金等の源泉徴収票

通知書の確認・ダウンロード方法

- ①ねんきんネットメニューの【ねんきん定期便・通知書の確認】をクリックし、画面が移動したら【年金の支払書に関する通知書の確認】ボタンをクリックします。
- ②確認できる通知書名と作成年月日の表が表示されますので、確認の場合は【照会】ボタンを、PDFファイルをダウンロードする場合は【ダウンロード】ボタンをクリックします。

追納後納等可能月数と金額の確認 (2012年8月～)

国民年金保険料の免除期間等は、10年以内であれば後から保険料を納付することで年金額を増やすことができます(追納)。また、2012年10月から3年間の特例で、時効により納められなかった保険料を10年以内であれば納付できるようになりました(後納)。

この機能では、追納・後納が可能な期間を確認でき、納付額や納付後の年金額を試算することができます。

※追納・後納できる保険料がない人は、本機能を利用できません。

※すでに老齢基礎年金を受給している人、後納制度の対象外となっている人などは、本機能を利用できません。

追納・後納等の確認および年金額試算の方法

- ①ねんきんネットメニューから【追納後納等可能月数と金額の確認】をクリックします。
- ②追納・後納が可能な月数と保険料の総額が表示されます。追納・後納する予定の月数を表に入力し、【納付期間を反映】をクリックすると、その分の保険料が表示されます。
- ③【年金見込額試算へ進む】をクリックすると、入力した期間の保険料を納付したものと、年金額を試算することができます。

※年金見込額試算の方法は、本誌8～11ページの「年金額をシミュレーションする」をご参照ください。

追納・後納等の対象	納付可能月数	納付月数	金額
納付期間 (1/4可、半可、3/4可を含む)	0ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
後納期間	2ヶ月	<input type="text" value="2"/> ヶ月	29,940円
学特期間 (若年者納付猶予を含む)	27ヶ月	<input type="text" value="27"/> ヶ月	396,710円
追納期間 (全免、1/4免、半免、3/4免を含む)	0ヶ月	<input type="text"/> ヶ月	0円
合計	29ヶ月	29ヶ月	426,650円

納付期間を反映

持ち主不明記録検索 (2013年1月～)

日本年金機構のコンピュータで管理されている年金記録のうち、現在持ち主がわからなくなっている記録をインターネット上で検索できる機能です。検索によりご自身や、亡くなられた親族の記録が見つかった場合、年金額が増える可能性があります。

記録検索のながれ

- ①年金記録にもれがあると思われる人(ご自身または亡くなられた親族)の氏名・生年月日・性別を入力して、一致する記録があるかを検索します。
- ②一致する記録があった場合、検索結果を年金事務所(街角の年金相談センター)の窓口へ提出します。
- ③年金事務所(街角の年金相談センター)でその人の記録であるかを確認し、結果が通知されます。

※結果により年金額が変わる、新たに年金を受けられる場合は、手続き方法の案内があります。

年金受給者対象 年金受給者の年金見込額試算が可能に (2013年4月～)

これまで、すでに年金を受給している人は、年金見込額試算機能を利用することはできませんでしたが、2013年4月30日より年金受給者(70歳未満で、老齢厚生年金を繰上げ受給していない人)も試算を行えるようになりました。試算方法については、本誌8～11ページの「年金額をシミュレーションする」をご参照ください。

年金見込額試算でできること

- 年金を受けながら働いた場合の年金額試算
- 受給開始年齢を繰り上げた(繰り下げた)場合の年金額試算
- 追納・後納等を行った場合の年金見込額の試算

今後の機能追加予定 (2013年度末～2014年度)

1 年金記録の一覧表示	年金記録(加入履歴・年金見込額・年金受給情報等)を一覧形式で表示する。
2 届書の作成支援	ねんきんネットの情報を活用し、年金請求書など届書の入力チェックや印字など、作成支援を行う。
3 未統合記録の検索対象の追加	現在の5,000万件に加えて、共済過去記録・基金記録の持ち主不明記録などを検索可能とする。
4 スマートフォン等のモバイル機器への対応	一部の機能をスマートフォン等のモバイル機器向け画面で提供する。